

▼個店同士の取り組みを紹介します！（吹田市片山町）



topics

▼チャレンジショップゆめちか

◎吹田のいいところ見てきました！
個店同士の取り組みを紹介します

◎連載コラム『経営のはなし』
「消費者の価値観の変化を捉える」

◎チャレンジショップゆめちか
4期生の店舗が営業中！

etc





吹田のいいところ見てきました！

個店同士が連携した取り組みをご紹介します

現在、JR吹田駅周辺に2つの店舗を構える「和幸堂製パン」。2010年にオープンした1号店はJR吹田駅の南側に位置する吹田市中通商店街にあります。無添加と国産小麦の使用にこだわった焼き立てパンが地域の人々に愛され、多くのメディアでも紹介されている人気のパン屋さんです。

2017年7月、JR吹田駅北側にある**吹田市片山商店街**に新店舗をオープンしました。このお店では、顧客の心をつかむべく、店づくりにおいて様々な工夫をされています。今回は、その取り組みについて紹介します。



▲ 和幸堂製パン 片山商店街店
(吹田市片山町1丁目12-6)

パン屋×花屋

和幸堂製パン片山商店街店の入口には、フラワーアレンジメントが飾られて販売されています。これは、ご近所のお花屋さん「フラワーショップ・サン」の商品だそうです。和幸堂片山商店街店では家族連れや若い女性のお客さんが多いため、お店をもっと華やかにしたいと考え、サンに商品を店頭に置いて販売させてもらえないかと提案し、2店は連携することとなりました。



▲毎朝サンから花を仕入れています



▲フラワーショップ・サン(片山町1丁目3-17)

パン屋×喫茶店

同店舗は、同じ片山商店街にある喫茶店「ハロッズ」とも連携しており、購入したパンをイートインできるようになっています。パンを購入したレシートには、ハロッズで使えるドリンク100円引きのチケット(当日のみ有効)が発行されます。焼き立てのパンをお客

さんにすぐ食べてほしいと考えていた和幸堂が、ハロッズにこのアイデアを提案したことがきっかけで始まりました。

▶入口には
イートインのポップが
掛けてあります



▲喫茶・軽食 ハロッズ(片山町3丁目32-14)

和幸堂店主の西村さんにお聞きしました！

Q:これから他のお店と一緒にしてみたいことはありますか？

A:お店が大事にしている「和テイスト」という点で共鳴できる異業種コラボができれば世界観が広がって面白いかなと考えています。

Q:他店とコラボすることで、お客さんの反応はありましたか？

A:お花屋さんとのコラボでは、常連のお客様からは「店前が華やかになってよかったね」とお褒めの言葉を頂いたり、ご来店されたことのないお客様がお花をきっかけにご来店いただけるようになったりしました。



▲和幸堂 片山商店街店
店主の西村さん

これらの店舗は、以前から交流があったわけではありませんが、和幸堂が提案したことからお店同士の繋がりが生まれたそうです。和幸堂店主の西村さんは、「せっかく商店街に入っているのだし、商店街全体で実施するイベント以外にも、近所のお店と一緒に何かしてみたいと考えていました。ハロッズさんはお店を構えてから長く経験豊富なので、色々教えていただくことも多くて助かっています」と話します。

個人のお店同士が、お互いに負担にならない範囲で連携している例をご紹介しました。店づくりにおいてだけでなく、近所のお店との繋がりが生まれることも、この取り組みのメリットのひとつではないでしょうか。



近年、変わりつつある消費者の価値観の変化を捉える

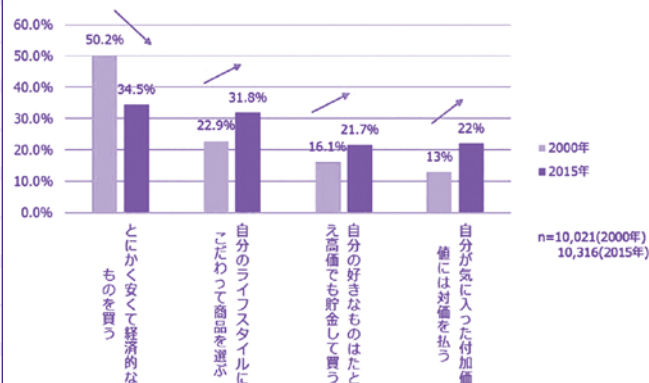
少子高齢化社会を迎えつつあるなか、従来に比べ消費者の購買行動が著しく変わりつつあります。高度成長期以降には、世の中にはモノが溢れ、少しでも価格の安い商品を追い求める消費者の購買行動に応えようと小売業は他社との価格競争や差別化等による生き残りを図ってきました。しかし、近年においては、東日本大震災による原発事故、地球環境問題、貧困格差等により、安全安心や信頼を重視する傾向から、あきらかに消費者の価値観も変化しつつあります。

今後も小売業が消費者から支持されつづけるには、消費者の価値観（顧客ニーズ）を捉えた品揃え・サービスを実践していくことが求められます。よって今回は近年変化しつつある消費者の価値観の変化について述べたいと思います。

1. 「自分に合っているかどうか」を重視する人が増加傾向

消費者の基本的な価値観として、「とにかく安く経済的なものを買う」（2000年：50.2%→2015年：34.5%）となっており、商品を選ぶ際の価値観は価格を重視する人が、大幅に減少しています。一方、「自分のライフスタイルにこだわって商品を選ぶ」（22.9%→31.8%）、「自分の好きなものはたとえ高価でも貯金して買う」（16.1%→21.7%）、「自分が気に入った付加価値には対価を払う」（13.0%→22.0%）というように、自分に合っているかどうかを重視する人が増加傾向にあります。

【消費者価値観の変化(自分に合ったものを求める)】

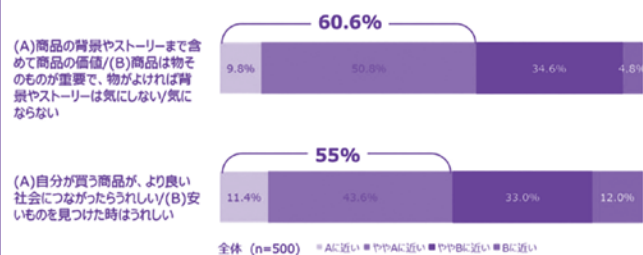


2. 共感できる商品・サービスを求める傾向が強い

意識調査の結果から、商品そのものの価値を重視する人よりも、商品の背景やストーリーまでを含めて商品の価値だと考える人の方が多く見られており、共感できる商品・サービスを求める傾向が強くなっています。

具体的には、「(A) 商品の背景やストーリーまで含めて商品の価値」が60.6%（近い9.8%・やや近い50.8%）となっており、6割を超えています。また、「(A) 自分が買う商品が、より良い社会につながったらうれしい」が55.0%（近い11.4%・やや近い43.6%）となっており、5割を超えています。

【消費者価値観の変化(共感を求める)】



出所：経済産業省(平成29年3月)「消費者理解に基づく消費経済市場の活性化」研究会(消費インテリジェンス研究会)報告書」p.7

3. 売り主の商品に対する意識(社会や環境へ配慮)が共感を得る

人、社会、環境、地域への配慮を意識する「エシカル消費（倫理的消費）※1」のように、その商品がどのような意識の元で作られているかという点も、消費者が共感するポイントとなっています。将来行っていきたい消費に関する意識調査においても、フェアトレード商品やエコ商品の購入など、社会や環境へ配慮する消費意識が高まっていることが確認できます。

【将来行っていきたいことの意識調査結果 N=500】

フェアトレード商品の購入	39.6%
オーガニック商品の購入	39.8%
エコ商品（環境配慮型商品）の購入	41.8%
寄付つき商品の購入	37.8%
地域や伝統に根ざした商品の購入	39.2%

出所：経済産業省(平成29年3月)「消費者理解に基づく消費経済市場の活性化」研究会(消費インテリジェンス研究会)報告書」p.7

※1 エシカル消費（倫理的消費）とは、より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。具体的には、①環境への配慮：「エコ商品を選ぶ」リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証がある商品を購入。②社会への配慮：「(1)寄付付き商品を選ぶ」売上金の一部が寄付につながる商品。「(2)フェアトレード商品を選ぶ」発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品。③地域への配慮：「地元の産品を買う」地産地消によって地域活性化や輸送エネルギーの削減、など

（出所：消費者庁「エシカル消費リーフレット「エシカル消費ってなあに？」」）

4.消費者の価値観を捉えた取り組み

近年においては、地球環境に優しく安全安心な商材として、「オーガニック」が広がりつつあります。当初、オーガニックといえば一部の健康志向マニアが好む自然食材とのイメージがありましたが、現在においては、高齢者や女性を中心に有機野菜を使った自然食カフェ・レストラン、自然派化粧品のオーガニックコスメ、地球環境や肌に優しいオーガニックコットン、髪に優しいオーガニックシャンプー等、オーガニック〇〇という商材が世の中に広がりつつあります。

この動きは、オーガニック→無農薬→地球環境や人に優しいというイメージの浸透により、今の消費者の価値観に一致したことが拡大している一つの原因だと思います。

今後は、価格に頼らずに、商品の産地・特性な

どの品質面や機能面を意識しつつ、今の消費者の価値観に訴えるPRをしっかりと行うことが求められます。また、お客様の問題解決や生活を豊かにする提案は、同業他社との差別化においては優位に働きます。その実現においては、自店で扱う商材だけに留まらず、他業種とのコラボレーションによる取り組みも求められます。

今一度、お客様の価値観について、考えてみてはいかがでしょうか？

参考文献

経済産業省（平成29年3月）『「消費者理解に基づく消費経済市場の活性化」研究会(消費インテリジェンス研究会)報告書』

消費者庁「エシカル消費リーフレット「エシカル消費ってなあに？」」

《誤植のお詫び》

商工ニュース155号(平成30年3月30日発行)において誤植がございました。お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

・5ページの表【観光化を実践している商店街の特性】の出所

(誤)小長谷他編(2012)「地域活性化戦略」p.23⇒

(正)中井郷之(2015)「商店街の観光化プロセス」p.154

■ 筆者プロフィール ■



吹田市商業相談員 辻 紳一 氏 (中小企業診断士)

1969年生まれ。約20年にわたり情報システムの企画・開発に携わり、2010年に中小企業診断士登録の後、独立。専門分野は小売業、サービス業、商店街活性化支援。近畿圏を中心とした各地域で商業活性化の登録専門家として活躍中。

<コメント>

「“問題の解決方法は、クライアントが持っている”ことを常に意識し、“一期一会”の気持ちをもって、“お客様との対話”を心がける。そのような、お客様重視の姿勢で支援いたします。」

◇◇◇ 辻先生の商業相談 ◇◇◇

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

・店内相談(市役所市民総務室 中層棟1階 105番窓口)
…毎月第3木曜日 午後1時～午後5時

・店外相談(巡回相談)
…毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分～1時間程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

吹田市役所の地下で、チャレンジショップ 「おうちごはん しまや」が営業中!

商
い
中

吹田市では、飲食店の開業を目指す個人を支援するための施策として、市役所の地下1階にある喫茶室の跡をチャレンジショップとして活用しています。チャレンジ期間は約1年間で、現在、チャレンジャー4期生の店舗「おうちごはん しまや」が営業中です。



営業期間 平成29年12月1日～
平成30年11月16日
営業日 月曜日～金曜日(祝・休日は除く)
営業時間 午前10時～午後4時



お昼の時間帯は、毎日たくさんの方がお弁当や定食を買いに来られます。毎日メインと副菜がかわる日替わり定食(弁当)や、ご飯のかわりにサラダがたくさん入ったヘルシー弁当などたくさんのメニューが並びます。ドリンクや、お得なデザートセットなどもあり、ランチタイム以外の時間も、ゆっくりくつろげる場所となっています。市役所にお越しの際は、是非ともお立ち寄りください!

チャレンジャー3期生の店舗 吹田市内で大好評営業中! 「ななまる食堂」

商
い
中

平成28年12月から約1年間、チャレンジショップゆめちかに出店し、平成29年12月に新店舗「ななまる食堂」がオープンしました。

★営業時間: 午前11時～午後10時 ★定休日: 日曜・祝日
★住 所: 吹田市泉町1-12-3 (阪急吹田駅より徒歩2分)



チャレンジャー5期生を募集します!

「チャレンジショップゆめちか」では、飲食店の開業を目指すチャレンジャーの5期生を新たに募集します。

- <募集期間> 平成30年8月1日(水)～9月14日(金)
- <出店期間> 平成30年12月3日(金)～平成31年11月中旬(約1年間)
- <対象者> 新たに起業する個人で、現在、事業を営んでいない者



詳しくは、市役所ホームページをご覧ください。下記連絡先までお問い合わせください。

問合せ: 吹田市役所 地域経済振興室 商業担当 ☎06-6384-1356 FAX06-6384-1292

吹田 ゆめちか

検索

各種相談事業のご案内

▶ 経営でお悩みの方・起業をお考えの方

『商業相談』をご利用ください

吹田市では、商業の経営に関することについての相談をおこなっています。無料ですので、お気軽にご利用ください。

◆相談日時（庁内）

とき／第3木曜日 午後1時～午後5時

ところ／市民総務室 市役所1階105番窓口

◆相談日時（庁外）

とき／第2・4木曜日 午後1時～午後5時

ところ／相談員が商店街や市場などを巡回相談します

資金面のお悩みから
書類のチェックまで、
お気軽にご相談
いただけます！



申込み／吹田市 地域経済振興室（商業担当） TEL 06-6384-1356

▶ 職場でのお悩みをお持ちの方

『労働相談』をご利用ください

賃金の未払い、各種ハラスメント、育児・介護休業や社会保険など労働に関する困りごとについてご相談ください。また、雇用主からの人事、労務管理に関する相談にも応じます。

◆相談日時（吹田市役所内）

とき／毎週水曜日 午後1時～午後4時まで

ところ／市民総務室（市役所1階105番窓口）

申込み／吹田市 地域経済振興室（労働担当） TEL 06-6384-1365

まずは
お電話ください♪



◆相談日時（吹田市立勤労者会館）

とき／第2金曜日 午後5時30分～午後8時30分まで

ところ／吹田市立勤労者会館（昭和町12番1号）

申込み／吹田市立勤労者会館。月曜～土曜9時～22時まで 日曜9時～17時

TEL 06-6382-9101 毎月1日より受付します 水曜休館

市内で新たに事業所を開設する創業者を支援します

市内で新たに事業所を開設し、地域経済の循環及び活性化に資する創業計画を実施する創業者に対し、事業所賃借料の一部を補助します。補助金の交付を受けるためには、市が実施する認定会議において、創業計画についてのプレゼンテーションを行った上で、認定創業計画の認定を受ける必要があります。

◆応募資格（※ここに記載しているのは一部です。応募時は必ず募集要項を御確認ください。）

応募資格者は次のいずれかに該当するものとします。

- ① 認定創業計画の認定を受けた月の翌月から起算して、6か月以内に新たな事業を開始する計画を持つ個人
- ② 認定創業計画の認定を受けた月の翌月から起算して、6か月以内に分社化等により新たに設立する会社において新たな事業を開始する計画を持つ親会社

◆補助内容

補助金額／事業所賃借料（共益費・駐車場使用料等除く）の月額2分の1以内（補助上限月額5万円）
補助期間／12か月間

◆応募受付期間

平成30年7月2日（月）から7月31日（火）までに提出書類を窓口へ直接持参（郵送不可）

◆応募方法

詳細は市ホームページにて募集要項、提出書類をダウンロードの上、御確認ください。

※応募のあった創業計画については、8月20日（月）に開催予定の認定会議においてプレゼンテーションを実施していただきます。審査結果については、8月末に応募者宛に個別に通知します。

中小企業向け融資相談を行っています

大阪信用保証協会の保証を付けた市や府の中小企業向け融資制度の相談業務を行っています。融資には条件があります。

	市		府	
制度名	小企業者事業資金 (大阪府市町村連携型融資)		小規模資金	経営安定資金
限度額	1 0 0 0万円 (運転・設備資金)	2 0 0万円 (運転資金)	2000 万円	2 億円(うち無担保 は8 0 0 0万円)
	既存の保証付融資残高との合算で 2000 万円以内			
返済期間	7 年以内	1 年以内	7 年以内	7 年以内
借入金利	1. 2 %	0. 9 %	1. 6 %	金融機関所定

（金利は今年6月1日現在）

◆信用保証料の一部補給について

吹田市小企業者事業資金融資を受けている市内の事業所に保証協会に納付した保証料の一部を補給します。

◆利子の一部補給について

吹田市小企業者事業資金融資を受けている市内の事業所に、利子の一部を補給します。

◆新規開業支援利子の一部補給について

府の開業サポート資金・日本政策金融公庫の新創業融資を受けている市内の事業所に、利子の一部を補給します。

《問合せ先》

吹田市 地域経済振興室（企業振興・融資担当） ☎ 06-6384-1356 FAX 06-6384-1292